

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

- 宮城県本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) 一
○宮城県税条例等の一部を改正する条例 (税 務 課) 一
○県税減免条例の一部を改正する条例 (同) 二
○民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (社会福祉課) 二
○県立都市公園条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 三

ページ

条 例

県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十六号

県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

県警察本部の内部組織に関する条例(昭和二十九年宮城県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)の施行の日(平成二十八年十一月三十日)から施行する。

宮城県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

宮城県税条例等の一部を改正する条例

(宮城県税条例の一部改正)

第一条 宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の第三第二項及び第五項中「記載した総務省令で定める」を「記載した法施行規則附則第二条の六第一項に規定する」に、「総務省令で定める書類の」を「法施行規則附則第二条の六第二項に規定する書類の」に改める。

附則第十条の二の四第二項中「記載した総務省令で定める」を「記載した法施行規則附則第三条の二第一項に規定する」に、「総務省令で定める書類の」を「法施行規則附則第三条の二第二項に規定する書類の」に改める。

(県税減免条例の一部改正)

第二条 県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条(見出しを含む)中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能制」に改める。

第七条の二中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能制」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 日本赤十字社の開設する病院又は診療所が専らへき地巡回診療の用に供する自動車を取得し、たときにおける当該自動車の取得

第七条の二に次の一号を加える。

三 社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十三条第一項に規定する国民健康保険団体連合会の開設する病院又は診療所が救急自動車又は専らへき地巡回診療の用に供する自動車を取得したときにおける当該自動車の取得

第九条第六項から第八項までの規定中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能制」に改める。

(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第三条 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(平成十三年宮城県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条(見出しを含む)及び第六条第四項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能制」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)
2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税の環境性能割に関する経過措置)
3 第二条の規定による改正後の県税減免条例の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4 第三条の規定による改正後の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。
第六条に次の一号を加える。

十六 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第一条に規定する日本私立学校振興・共済事業団が、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(同法第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。)に配付することを目的として不動産を取得したとき(当該学校法人が設置する学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百一十四条に規定する専修学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の教育に必要な費用又は基金に充てられる寄附金(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号又は法人税法第三十七条第三項第二号の規定に基づき財務大臣が指定したものに限り。)として受け入れた場合に限る。)における当該不動産の取得

第八条の三四号中「(平成十八年法律第七十七号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 改正後の県税減免条例第六条の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例(平成二十五年宮城県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。
表名取市の項から登米市の項までを次のように改める。

名取市	百三十四人
角田市	八十七人
多賀城市	九十二人
岩沼市	八十八人
登米市	二百二十七人

表東松島市の項から富谷市の項までを次のように改める。

東松島市	八十七人
大崎市	三百三十二人
富谷市	六十七人

表柴田郡柴田町の項及び柴田郡川崎町の項を次のように改める。

柴田郡柴田町	七十七人
柴田郡川崎町	三十四人

表巨理郡巨理町の項及び巨理郡山元町の項を次のように改める。

巨理郡巨理町	六十七人
巨理郡山元町	三十七人

表宮城郡七ヶ浜町の項から黒川郡大和町の項までを次のように改める。

宮城郡七ヶ浜町	二十八人
宮城郡利府町	四十七人
黒川郡大和町	五十四人

表黒川郡大衡村の項を次のように改める。

黒川郡大衡村	十六人
--------	-----

表遠田郡美里町の項を次のように改める。

遠田郡美里町	五十九人
--------	------

附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表第七第二号の表宮城テニスコートの項中

温水シャワー室	四、一〇〇円
---------	--------

温水シャワー室	貸切利用	一回につき	四、一〇〇円
	個人利用	一人一回につき	

別表第七備考中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 宮城テニスコートを利用する場合でクラブハウスの更衣室のみを利用するときは、クラブハウスの利用料金は徴収しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の県立都市公園条例第十二条の二第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。